

令和4年11月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年11月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年11月25日(金)午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長：1番：松村 孝市

委員：3番：本間 浩

委員：5番：澁谷 和幸

委員：7番：田村 信秀

委員：9番：藤村 信広

委員：11番：川上 勝之

委員：13番：馬場 勝

委員：4番：南波 雅子

委員：6番：柳澤 兵庫

委員：8番：西奈美 公平

委員：10番：忠 貞夫

委員：12番：今井 輝子

委員：14番：安城 守英

農地利用最適化推進委員(6人)

委員：中条：15番：佐藤 隆

委員：乙：17番：小泉 正

委員：中条：16番：高橋 一栄

委員：築地：20番：浮須 宗之

委員：黒川：21番：今井 明

委員：黒川：22番：片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

会長代理：2番：榎本 太

委員：乙：18番：石栗 博美

委員：築地：19番：小熊 威

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年11月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番田村信秀委員、8番西奈美公平委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、10月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>11月17日、11月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>11月18日、新潟県農業委員会大会が新潟市の新潟テルサで開催され、15名の委員の皆様に出席していただきました。</p> <p>11月22日、新発田地域農業振興大会が聖籠町の聖籠町文化会館で開催され、11名の委員の皆様に出席していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件、経営拡大のための売買が1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により乙地内の畑について売買するもので、面積は43㎡、売買価格は総額〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、経営拡大のため築地、中村浜、村松浜地内の畑について売買するもので、面積の合計は18筆23,828㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、9番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る11月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員4名及び事</p>

	<p>務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件、経営拡大のための売買が1件の、計2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、砂利採取及び待避場のための事業計画変更が1件であります。</p> <p>1番の案件は、高野地内の田から砂利採取及び待避場のための一時転用で、冬期間の積雪により当初事業計画どおりに進捗しなかったため、期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和3年6月15日から令和4年12月14日までの許可を、令和5年3月14日までとするものであります。面積の変更等はありません。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、9番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、砂利採取及び待避場のための事業計画変更が1件であります。</p>

	<p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を山林及び原野とするものであります。</p> <p>1 番の案件は、中村浜地内の畑において、昭和 30 年頃より耕作されておらず、また周囲を山林に囲まれており、長年耕作していない状態でありました。</p> <p>これらの土地は明治、大正期にかけて中村浜集落が所有した土地でありましたが、登記簿の権利部の所有権に関する記載が無く、所有権移転等が出来ない状態でありました。これを解消するため、令和 4 年 10 月に築地村を経て胎内市に所有権保存登記されたものであります。</p> <p>これらの経緯により農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたため、ご提案するものであります。</p> <p>議案書 5 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、9 番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を山林及び原野とするものであります。</p>

	<p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、農地に復元することが困難であることから「非農地」と認められ、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>先ほど説明ありましたが、これは中村浜の集落の土地だった、それを登記かけなおして市の土地に登記変えた。そこからまた中村浜の土地に変えることはできるのですか。</p>
事務局	<p>今回、胎内市に一度なりましたが、最終的には中村浜の地縁団体の方に移転する予定です。胎内市もそうですが農地を所有することが出来ないということもあり、こういった手続きとなったところでございます。</p> <p>今まで権利部、登記簿の権利部の部分に記載が無かったということでこの手続きとなったものでございます。</p>
事務局	<p>補足しますと、戦後ポツダム政令があって、土地は行政に帰属させなさいというのがあって、そういった土地は全部当時村に帰属させたのですが、登記のところでもない、登記を変更していなかったもので、形式的には中村浜、地上権は中村浜ということで、そこに戻すということです。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 4 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 14 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 25 件の、計 43 件であります。</p> <p>1 番から 4 番は、中間管理事業により 3 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円から 23,000 円であります。</p>

	<p>5番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は21,000円であります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>6番から10番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から18,000円、またはコシヒカリ60kgであります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>11番から15番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から13,000円であります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>16番から18番は、労力不足により認定農業者等に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ30kgであります。</p> <p>19番と20番は、労力不足により認定農業者等に3年間から5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,500円から23,000円であります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>21番から25番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から24,000円、またはコシヒカリ120kgであります。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>26番から30番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,400円から18,000円、またはコシヒカリ90kgから120kgであります。</p> <p>議案書12ページをお願いします。</p> <p>31番から35番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から18,000円であります。</p> <p>議案書13ページをお願いします。</p> <p>36番から40番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は8,400円から10,000円、またはコシヒカリ60kgから70kgであります。</p> <p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>41番から43番は、労力不足により認定農業者等に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ30kgから54kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の事前審査結果について、9番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが14件、労力不足により賃借権を再</p>

<p>議長</p>	<p>設定するものが 25 件の、計 43 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 5 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 15 ページをお願いします。</p> <p>第 5 号議案は、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定された農地であります。</p> <p>1 番は富岡地内の山林 1 筆 1,618 m<sup>2</sup>で、登記地目は山林となっておりますが農地台帳に登録のある土地であります。</p> <p>2 番は大長谷地内の田の 5 筆で合計 2,739 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>いずれの案件も現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられます。</p> <p>第 5 号議案は、農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>16 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第 5 号議案の事前審査結果について、9 番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>9 番</p>	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 5 号議案は耕作放棄地の B 分類と判定された農地であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「非農地」とであると</p>

	<p>判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p> <p>議長      ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長      質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>議長      賛成多数と認めます。 よって、第5号議案は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和4年11月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	--

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年11月25日

議 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_